最新判決情報

2024 年

〔7月裁判所 HP 公開分〕

●あらごしみかん事件

知財高裁 令和6年5月28日				
令和 6(行ケ)10004 審決取消請求事件				
当事者	原告:梅乃宿酒造㈱	判決要旨:		
	被告:特許庁長官	取引の実情によれば、本願商標をその指定商品に使		
		用するときは、単にそれが「商品の原材料であるみか		
対象	本願商標	んが粗くこされた商品(粗くこしたみかんを使用した商		
商標	「 あらごしみかん 」(標準文字)	品)」であること、すなわち商品の品質を表してなるも		
	第 33 類「日本酒、リキュール」ほか	のと理解、認識されるというべきであり、それ以外の商品については、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるとして、自他識別力は認められなかった。また、使用による識別力の取得(3条2項)も認められなかった。		
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号 ・4 条 1 項 16 号)			
		コメント:		
		取引の実情としては、「あらごし梅酒」「あらごし生酒」		
		「・・・・果肉をあらごしして、特徴のある酸味の、甘酸っ		
		ぱいリキュールです」などといった「あらごし」の使用例が挙げられている。		
		7. + 11 540 C 0 0 °		

●オンライン医療モール事件

●オンライン医療モール事件				
知財高裁 令和6年7月8日				
令和 6(行ケ)10010 審決取消請求事件				
当事者	原 告:(株)グリーンメディック	判決要旨:		
	被告:特許庁長官	「医療モール」の文字が、「診療科が異なるいくつかのクリニッ		
		クが 1 カ所に集まっている運営形態」を表すために使用されて		
対象	本願商標	いる例などが挙げられ、本願商標は「オンライン」で行われる仮		
商標	「オンライン医療モール」	想的な「医療モール」、すなわち「様々な医療機関に係るサー		
	(標準文字)	ビスを、ネットワーク上の 1 か所のプラットフォーム上で提供又		
	第 9,35,44 類	は利用できる仕組み」といった意味合いを容易に理解、認識さ		
結論		せるとして、需要者は自他商品役務の識別標識としては認識		
不□ 6冊	識別力なし(商標法3条1項6号)	しない判断された。		
		コメント:		
		本件とは別に、商標「デジタル医療モール」についても同様に		
		争われたが、こちらも識別力は認められなかった(令和 6(行		
		ケ) 10011)。		

●三金工業事件

知財高裁 令和6年7月8日				
令和 5(行ケ)10087 審決取消請求事件				
当事者	原告:デンツプライ シロナ	判決要旨:		
	インコーホ [°] レーテット゛	まず、「三金」「サンキン」「SANKIN」を商品名に含む商品の売上、		
	被告:㈱DentalBank	広告宣伝、事業実績などから、これらの表示は引用商標権者又		
	本件商標	はその製造販売に係る商品を表すものとして、歯科医療関係者の		
対象	本 H 尚 標 「 三金工業 」(標準文字)	間で広く認識されていたことが認められるとされた。		
尚保	第 5,10,40 類	そして、これを前提とすると、本件商標は「工業」の部分が出所識		
	为 3,10,70 炔	別標識としての称呼、観念が生じないのに対し、「三金」の部分は		
		歯科医療関係者に対しては出所識別標識としての印象を強く与		
	引用商標 1·2	えているということができ、当該部分はその他の取引者、需要者か		
	Sankin	らみても同様に出所識別標識としての称呼、観念が生じ得るか		
	Odrikin	ら、本件商標の「三金」と「工業」とは分離して観察することが取引		
	サンキン	上不自然であると思われるほどに不可分的に結合していると認め		
	第 5,10 類	ることはできず、「三金」の部分を抽出し引用商標と比較して商標		
	7, 5/10 X	の類否を判断することも許されるとされた。		
結論	類似・混同する(商標法 4	その結果、全体的に考察すると、重複する指定商品につき、本件		
	条 1 項 11·15 号)	商標は引用商標と類似すると判断された。		
		さらに、本件商標の指定役務のうち第 40 類「義歯の加工(「医療		
		材料の加工」を含む。)」については、少なくとも引用商標1の指定		
		商品である第 5 類「歯科用材料」又は引用商標 2 の指定商品で		
		ある第 10 類「歯科用機械器具」の製造に含まれるか又はこれに		
		密接に関連する役務と考えられるから、商品役務間の同一性又		
		は類似性が認められると判断された(11号)。		
		加えて、本件指定役務のうち第 40 類「金属の加工、セラミックの		
		加工」等については、引用商標権者又は同社と緊密な関係にある		
		事業者の業務に係る役務であると誤信されるおそれがあるとも判		
		断された(15 号)。		
		コメント:		
		¬^^^: 上記の点で特許庁の判断が覆されたケースであり、商品役務間		
		工能の点で付許力の判断が復されたケースであり、商品技術間 の類似関係も認められている。		
		の規(区) はいる。 当事者・関係者間では、事業譲渡がなされた経緯もあるとのことだ		
		ゴザイ 関係も同じは、ず未破扱がなどれた経緯もあるとのとこと が、4 条 1 項 7 号、同 19 号の該当性は否定されている。		
		~ 、		

●牧野日本植物圖鑑(書籍の題号)事件

東京地裁 令和6年7月8日

令和 5(ワ)70654 不正競争行為差止等請求事件

当事者 原告:㈱北隆館

被告:A

対象 本件題号

商標

「牧野日本植物圖鑑」

被告表示



ほか

結論 非侵害(不競法2条1項1 号•同2号)

判決要旨:

不競法 2 条 1 項 1 号及び 2 号にいう「商品等表示」とは、出所 表示機能を有するものに限られるというべきところ、書籍の題号 はその書籍の内容を示すものにすぎず、出所表示機能を有する ものとはいえないから、特段の事情がない限り書籍の題号は「商 品等表示」に該当しないと解するのが相当であるとされた。

その上で、「牧野日本植物圖鑑」という本件題号は、牧野執筆 に係る日本の植物図鑑という書籍の内容を端的に示すものにす ぎず、牧野という執筆者に特徴があるのは格別、書籍の題号と してはありふれたものであるから、本件題号には出所を示すよう な顕著な特徴はなく、出所表示機能を有するとする特段の事情 もないなどとして、被告による違法は認められなかった。

コメント:

特段の事情については、一般に題号を同じくする書籍であって も、別々の発行者等により発行されているものが少なからず存在 する点が考慮されている。